

社会福祉法人 池田町社会福祉協議会 福祉用具貸与事業実施要綱

この要綱は、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会が行う福祉用具貸与事業を適切に運営するために定めるものである。

(目的)

第1条 この事業は、高齢又は身体の障害等により日常生活に支障があつて在宅で生活する者に対し、適切な福祉用具を貸与することにより、本人の自立を助け、本人および家族等の健康レベルと生活の質を向上させることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、社会福祉法人 池田町社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）とする。

(貸与用具の種類)

第3条 この要綱により貸与を行う福祉用具の種類は、次の通りとする。

移動補助用具

- ①介助用車椅子
- ②自操用車椅子
- ③歩行補助具
- ④その他局長が必要と認める物品

(対象者)

第4条 貸与する対象者は、池田町に居住する高齢または身体の障害等により日常生活に支障のある在宅での生活者等とし、介護保険認定者で、該当福祉用具の貸与または購入のサービスが受けられる場合は、原則として介護保険による福祉用具の貸与または購入を優先するものとする。ただし、介護保険認定者であっても緊急を要する場合、試用を目的とする場合および一時的使用のみの場合は、期間を区切って貸与することができるものとする。

2 前項による本事業の対象者であっても、本人の介護予防の観点から、貸与が適切でないと認められる者については、助言の上、貸与を行わないものとする。

(貸与期間)

2 第3条に定める貸与用具の貸与期間は、原則3か月とし、必要な場合は期間を更新できるものとする。

3 貸与を受けている者が介護認定を受け、介護保険による該当福祉用具貸与または購入のサービスが可能になった場合の福祉用具の貸与期間については、その後の更新は原則としてできないものとする。

(利用料)

第5条 利用料は無料とする。ただし、貸与用具の紛失・重大な過失または故意の損壊に対しては実費弁償とする。

(貸与・返却手続き)

第7条 福祉用具の貸与を受けようとする者は、福祉用具借用（期間更新）申請書（様式1）を社会福祉協議会長宛提出し、社会福祉協議会は貸与（期間更新）が適切か否かの審査を行い、適切と判断される場合は福祉用具貸与（期間更新）決定通知書兼注意書（様式2）を申請者に交付し、福祉用具を貸与する。

- 2 貸与する福祉用具の搬出、返却時の搬入は、申請者が行う。
- 3 福祉用具を借用した者は、借用期間中であってもその必要が無くなった場合は、速やかに返却するものとする。
- 4 福祉用具を借用した者は、返却時において清掃を行い、損壊箇所がないかどうか点検し、万一損壊箇所がある場合は、必ず社会福祉協議会に即時に申告するものとする。

(雑則)

第8条 社会福祉協議会は、この要綱に定めのない事項については、この事業の目的に添って適切な運用を図るよう適宜対処する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年7月9日から施行する。
- 3 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。(全文改正)
- 4 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

車いす貸し出しにおける確認点

- ・ 使用者が町内在住
（対象外の例）
 - ・ 申請者が町内在住で使用者が町外在住
 - ・ 町外在住の使用者が、町内在住者のもとに短期でくる場合
- ・ 借用理由が、外出や通院、けがなどの期間限定
（対象外の例）
 - ・ 日常的に長期間
- ・ 貸し出し期間は最大 3 か月（延長は可で延長時は電話連絡）
- ・ 使用者が介護保険非該当者 介護保険認定者でも一時帰宅等短期なら対象
（対象外の例）
 - ・ 介護保険認定者 認定者で長期間使用の場合は、介護保険又は自費でのレンタルをお願いする。業者は包括支援センターより説明してもらう。